

あんくるバス
0～9番系統
あんくるバスMAP

- 0 循環線 右まわり
- 0 循環線 左まわり
- 1 安祥線
- 2 桜井線
- 3 南部線
- 4 高棚線
- 5 東部線
- 6 西部線
- 7 作野線
- 8 北部線
- 9 桜井西線
- 名鉄路線バス



1 協議する理由
あんくるバス運行経費として国庫補助金の交付を受けるため、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に基づき、申請をする必要がある。
その申請要件として、地域公共交通計画認定申請書の内容を安城市総合交通会議にて協議の上、承認される必要があるため。

2 協議していただく申請書類
別紙「地域公共交通計画認定申請書（令和7年度【R6.10月～R7.09月】分）」 1式

3 申請期限
令和6年6月28日（金）

4 補助対象路線
(1) 地域間幹線系統（左図の紫色枠内路線）
複数市町村をまたがる広域的なバス路線であり、かつ、一定の基準を満たす路線のことを言う。
安城市では、5東部線・6西部線・7作野線が補助対象路線である。

※名鉄バス岡崎安城線も地域間幹線系統に含まれるが、愛知県が取りまとめて申請する。

(2) 地域内フィーダー系統（左図の黄色枠内路線）
フィーダーとは、枝というような意味で、幹である地域間幹線系統に接続して運行をするバス路線のことを言う。
安城市では、0循環線（右まわり・左まわり）・1安祥線が補助対象路線である。

5 前年度からの変更点

前年度まで	今年度より
・地域間幹線系統は、愛知県が申請書類を取りまとめて申請	地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統の申請書類を安城市が取りまとめて申請
・地域内フィーダー系統は、安城市が申請書類を取りまとめて申請	

令和 6 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 安城市総合交通会議
住 所 愛知県安城市桜町 1 8 番 2 3 号
代表者氏名 (会長名)

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持改善事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

要綱第 7 条第 1 項及び第 17 条第 1 項に規定する事項の
記載箇所（頁）を示した書類

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 7 条第 1 項及び第 17 条第 1 項
に規定する事項の記載箇所（頁）について（愛知県安城市）

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通
における位置付け・役割

57、58 ページに記載

2. 上記を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性

82 ページに記載

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び
実施主体の概要

81 ページに記載

4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収
支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及び
その評価手法

63、71 ページに記載

安城市地域公共交通計画

URL:<https://www.city.anjo.aichi.jp/kurasu/dorokotsu/koukyoukoutsuu/documents/koutsuukeikaku-honpen.pdf>

令和 6 年 6 月 日

(名称) 安城市総合交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本市における公共交通は、市内外を結ぶ広域幹線として鉄道（JR東海道新幹線、JR東海道本線、名鉄名古屋本線、名鉄西尾線）、広域連絡バス（名鉄バス岡崎安城線）がある。

幹線に接続する市内のネットワークとしては、市内基幹バス（名鉄バス安城線、あんくるバス循環線右まわり・左まわり）や地域生活バス（あんくるバス安祥線ほか 8 路線）、地域生活タクシー（あんくるタクシー）、一般タクシーがあり、相互が接続する交通ネットワークとして運行することで、移動サービスを維持・確保している。これらの公共交通については、車を運転できない高齢者や学生等の交通弱者をはじめとした様々な方にとって、生活に必要不可欠な交通として機能している。

【幹線系統】

路線名	目的・必要性
あんくるバス東部線	J R 安城駅と隣接する岡崎市にある名鉄宇頭駅を結ぶ広域的路線である。通勤・通学や買い物、沿線医院への通院に対する移動需要の対応を目的としており、幅広い年齢の方に利用されている。 本市と岡崎市を結ぶ連絡路線であり、J R 路線と名鉄路線を結ぶ広域的な移動手段としての役割を担っており、路線の維持が必要不可欠である。
あんくるバス西部線 及び あんくるバス作野線	名鉄新安城駅を起点に、隣接する刈谷市にある J R 東刈谷駅、J R 安城駅を経由する広域路線である。通勤・通学や沿線商業施設への買い物に対する移動需要の対応を目的としており、幅広い年齢の方に利用されている。 本市と刈谷市を結ぶ連絡路線であり、J R 路線と名鉄路線を結ぶ広域的な移動手段としての役割を担っており、路線の維持が必要不可欠である。

【フィーダー系統】

路線名	目的・必要性
あんくるバス安祥線	安城市東部地域と名鉄南安城駅、J R 安城駅を結び、主要福祉拠点である安祥福祉センターへのアクセス手段の提供や幹線との接続による近隣市中心市街地等への広域的な移動手段の確保を目的としている。 学生や高齢者、子供などの交通弱者をはじめ、地域住民の日常的な移動手段として使用されているため、引き続き幹線である広域連絡バスのフィーダー系統として運行することで、誰もが容易に外出できる機会を確保することが必要である。
あんくるバス循環線 右まわり・左まわり	安城市役所や図書館などの市内拠点施設と名鉄南安城駅、J R 安城駅を結び、安城更生病院（地域中核病院）へのアクセス手段の提供や幹線との接続による近隣市中心市街地等への広域的な移動手段の確保を目的としている。 J R 安城駅と安城更生病院を乗り換え拠点とし、幅広い年齢の方の需要に応えるまちなかの移動手段として機能しているため、引き続きフィーダー系統として運行することで、住民の生活交通手段として存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

新型コロナウイルスの蔓延防止に伴う移動制限や感染への不安により公共交通を利用しなくなった方々に安心して再び公共交通を利用していただくことや、観光施策等と連携した公共交通施策の実施による新たな利用者の獲得により、疲弊した公共交通の利用者増加を目指すものとし、本事業における目標を以下のように設定する。

	令和5年度 実績	令和6年度 見込	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値	令和9年度 目標値
安城市全体の 年間バス 利用者数	844 千人	845 千人	850 千人	855 千人	861 千人

(安城市地域公共交通計画 P63、P75 参照)

【参考】バス年度における利用者数のうち地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統の利用者数の想定

路線名	令和7年度	令和8年度	令和9年度
あんくるバス東部線	29,400 人	31,200 人	33,100 人
あんくるバス西部線	56,100 人	57,800 人	59,900 人
あんくるバス作野線	54,900 人	56,500 人	58,300 人
あんくるバス安祥線	25,100 人	25,700 人	26,400 人
あんくるバス循環線 (右まわり・左まわり)	175,000 人	181,400 人	187,300 人

(2) 事業の効果

運行路線沿線に居住する地域住民の日常生活における移動手段が確保されるとともに、地域間交通ネットワークとの接続により、市内外から地域中核病院への通院者の移動手段や、近隣市中心市街地等への広域的な移動手段が確保される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・バスロケーションシステムの継続運用やバス案内人によるガイドサポート事業によるバス利用促進及び乗り継ぎ利便性の向上（安城市）
- ・公共交通の利用促進を図るため、バスマップ、時刻表の作成、更新及びウェブサイトの充実（安城市、事業者）
- ・小中学生夏休み無料キャンペーン、ホコ天きーぼー市お買い物客へのバス乗車チケット配布、観光施策等との連携等による利用促進策の実施（安城市、事業者）
- ・地域の公共交通情報を発信するとともに、乗り方教室の実施やお出掛けプラン等の作成・配布（安城市、事業者）
- ・高齢者、障がい者に対する割引制度（安城市、事業者）
- ・市内の高校との協働による利用促進（安城市、高校関係者、事業者）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額 地域間幹線系統については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付。 地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るあんくるバス「東部線」、「西部線」、「作野線」、「安祥線」、「循環線（右まわり）」、「循環線（左まわり）」について、その運行に係る費用総額のうち、運賃収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。 （差額分については、安城市のみで負担する。）
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法 P D C Aサイクルを毎年繰り返し行い、効果的な事業評価を実施する。 計画期間内及び年度単位において、計画の進捗管理・評価を毎年実施し、評価内容に応じて、次年度以降の事業への反映や計画の部分見直しを実施する。 【評価・測定方法】 ・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価 ・OD調査 ・利用者アンケート（車内聞き取りアンケート等） 等 （安城市地域公共交通計画 P71 参照）
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
別紙1のとおり。
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。

11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・ 令和6年6月11日
令和6年度第1回安城市総合交通会議を開催し、地域公共交通計画（地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統）の認定申請に係る承認を受ける。

19. 利用者等の意見の反映状況

安城市総合交通会議の構成員として、市民及び利用者代表の参画を得ており、総合交通会議の場において意見を聴取している。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）愛知県安城市桜町18-23

（所 属）都市整備部都市計画課

（氏 名）近藤 好彦

（電 話）0566-71-2243

（e-mail）toshikei@city.anjo.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

令和7年度

6

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
安城市	名鉄バス株式会社	(1) あんくるバス西部線	4,602.5	
	名鉄バス株式会社	(2) あんくるバス作野線	4,602.5	
	東伸運輸株式会社	(3) あんくるバス東部線	3,322.0	
		(4)		
		(5)		
		(6)		
		(7)		
合 計				

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付
2. 「特例措置」には、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 （申請番号）	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 （別表7及び別表9）			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 （別表7のみ）
安城市	名鉄バス(株)	(1) あんくるバス循環線（右まわり）	安城更生病院	JR安城駅	安城更生病院	往 9.1 km 循 環	360日	5040回		路線定期	①	名鉄バス岡崎安城線のJR安城駅バス停に接続	③
	名鉄バス(株)	(2) あんくるバス循環線（左まわり）	安城更生病院	JR安城駅	安城更生病院	往 9.0 km 循 環	360日	5040回		路線定期	①	名鉄バス岡崎安城線のJR安城駅バス停に接続	③
	東伸運輸(株)	(3) あんくるバス 安祥線	川島	JR安城駅	川島	往 16.7 km 循 環	360日	360回 （第1便）		路線定期	①	名鉄バス岡崎安城線のJR安城駅バス停に接続	③
	東伸運輸(株)	(4) あんくるバス 安祥線	川島	JR安城駅	川島	往 21.4 km 循 環	360日	2160回 （第1便以外）		路線定期	①	名鉄バス岡崎安城線のJR安城駅バス停に接続	③
		(5)				往 km 復 km	日	回					

- （注）
- 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 - 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 - 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
 - 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 - 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
 - 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
 - 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	名鉄バス株式会社	令和7年度
------	----------	-------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	7,462,894 千円	営業外収益	50,103 千円	経常収益(イ)	7,512,997 千円
	営業費用	8,512,262 千円	営業外費用	7,527 千円	経常費用(ロ)	8,519,789 千円
	営業損益	△ 1,049,368 千円	営業外損益	42,576 千円	経常損益	△ 1,006,792 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	17,561,589.16 km				経常収支率	88.18 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	6,804,017 千円	営業外収益	70,292 千円	経常収益(イ')	6,874,309 千円
	営業費用	8,197,497 千円	営業外費用	7,442 千円	経常費用(ロ')	8,204,939 千円
	営業損益	△ 1,393,480 千円	営業外損益	62,850 千円	経常損益	△ 1,330,630 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	17,189,274.50 km				経常収支率	83.78 %

基準期間の前々年度 の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	6,277,169 千円	営業外収益	147,315 千円	経常収益(イ'')	6,424,484 千円
	営業費用	8,459,107 千円	営業外費用	6,806 千円	経常費用(ロ'')	8,465,913 千円
	営業損益	△ 2,181,938 千円	営業外損益	140,509 千円	経常損益	△ 2,041,429 千円
基準期間の前々年度 の 実車走行キロ(ハ'')	17,410,333.30 km				経常収支率	75.88 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
東海	486円25銭	477円32銭	485円13銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
東海	482円90銭	407円92銭	407円92銭	427円80銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	運 行 系 統 名	運行系統			計画運行 回数 () ①＝カッコ内	計画平均乗車 密度 ②	計画 輸送量 ①×② ＝③	系統キロ程 チ	地域公共交通利便増進事業を実施する区 域におけるキロ程 オ		系統キロ程と地域公共交通利便増 進事業を実施する区域におけるキ ロ程との比率 オ÷チ＝ク	補助ブロック外 乗入部分のキロ程 リ		同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程 ヌ		他路線との競合 部分に係るキロ程 ル		他路線 との競 合率 ル÷チ (チー(リ＋ヌ ＋ル))÷チ＝ ヲ	補助ブロック 外乗入部分、 同一補助ブ ロック都道府 県外乗入部分 及び他路線と の競合部分以 外のキロ程の 比率						
				起点	主な 経由地	終点					往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km								
				往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km					往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km												
東海	1						360	日	2,520 (6.9)	回	7.5	51.7	人	往 . Km 復 . Km	(平均) 19.9Km	0.0Km	0.00%	往 . Km 復 . Km	(平均) 0.0Km	往 . Km 復 . Km	(平均) 0.0Km	往 . Km 復 . Km	(平均) 0.0Km	%	100%		
	2						360	日	2520 (6.9)	回	7.6	52.4	人	往 . Km 復 . Km	(平均) 19.9Km	0.0Km	0.00%	往 . Km 復 . Km	(平均) 0.0Km	往 . Km 復 . Km	(平均) 0.0Km	往 . Km 復 . Km	(平均) 0.0Km	%	100%		
								日	()	回			人	往 . Km 復 . Km		. Km	復 . Km		. Km	復 . Km		. Km	復 . Km		. Km	%	%
								日	()	回			人	往 . Km 復 . Km		. Km	復 . Km		. Km	復 . Km		. Km	復 . Km		. Km	%	%
合計			系統										人	往 . Km 復 . Km		. Km	復 . Km		. Km	復 . Km		. Km	復 . Km		. Km		

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック 外乗入部分 及び同一補 助ブロック都 道府県外乗 入部分以外 のキロ程の 比率 (チー(リ＋ ヌ))÷チ＝ ヲ	計画実車走行キ ロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×フ以下の額：カ	(d+e+f)/3 =ノ	補助対象経常収益の見込額									補助対象 経常収益 の見込額 ノ×フ以上の額：ヨ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額 カーヨ＝タ	補助対象経費 の限度額 カ×9/20＝レ	タ又はしのうちいづれ か少ないほうの額 ソ
							基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間						
							経常収益 ヤ''	実車走行 キロ マ''	補助対象 系統の実 車走行キロ 当たり経常 収益 ヤ''÷マ''＝ d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系統の実車走行 キロ当たり経常収益 ヤ'÷マ'＝e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の実 車走行キロ当たり 経常収益 ヤ÷マ＝f				
							円	. km	円	円	. km	円	円	. km	円				
東海	1		100%	50,148.0 . km	20,456,372 円	106円62銭	4,832,575 円	50,148.0 . km	96円36銭	5,299,882 円	50,148.0 . km	105円68銭	5,909,404 円	50,148.0 . km	117円83銭	5,346,779 円	15,109,593 円	9,205,367 円	9,205,367 円
	2		100%	50148.0 . km	20,456,372 円	108円84銭	5,093,099 円	50,148.0 . km	101円56銭	5,372,354 円	50148.0 . km	107円12銭	5,910,643 円	50148.0 . km	117円86銭	5,458,108 円	14,998,264 円	9,205,367 円	9,205,367 円
			%	. km	円	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	円	円	円
			%	. km	円	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	円	円	円
合計				100,296.0 . km	40,912,744 円		9,925,674 円	100,296.00 . km		10,672,236 円	100,296.0 . km		円	100,296.0 . km		10,804,887 円	30,107,857 円	18,410,734 円	18,410,734 円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブ ロック都道府県外乗入 部分及び他路線との競 合部分以外に係るもの ソ×ヲ＝ツ		ソのうち補助ブロック外乗入部 分及び同一補助ブロック都道 府県外乗入部分以外に係るも の ソ×ヲ'＝ツ'		計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ツ×みなし運行回数÷① 計画運行回数＝ネ		補助対象経費 ナ		計画額 ナ×1/2＝ラ		経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ワ－ヨ＝ム		損失額から国庫補助額を控除し た額 ム－ラ＝ウ		ウの負担者とその負担割合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
																	都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」 の 具体的概要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
																	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
東海	1		9,205,367	円	9,205,367	円		円	9,205	千円	4,602.5	千円	18,869,690	円	14,267,190	円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円	

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	東伸運輸株式会社	令和7年度
------	----------	-------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	6,115 千円	営業外収益	777 千円	経常収益(イ)	6,892 千円
	営業費用	75,102 千円	営業外費用	154 千円	経常費用(ロ)	75,256 千円
	営業損益	△ 68,987 千円	営業外損益	623 千円	経常損益	△ 68,364 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	297,892.00 km				経常収支率	9.15 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	5,511 千円	営業外収益	86 千円	経常収益(イ')	5,597 千円
	営業費用	98,528 千円	営業外費用	206 千円	経常費用(ロ')	98,734 千円
	営業損益	△ 93,017 千円	営業外損益	△ 120 千円	経常損益	△ 93,137 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	300,572.00 km				経常収支率	5.66 %

基準期間の前々年度 の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	18,190 千円	営業外収益	67 千円	経常収益(イ'')	18,257 千円
	営業費用	114,006 千円	営業外費用	59 千円	経常費用(ロ'')	114,065 千円
	営業損益	△ 95,816 千円	営業外損益	8 千円	経常損益	△ 95,808 千円
基準期間の前々年度 の 実車走行キロ(ハ'')	313,686.00 km				経常収支率	16.00 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
東海	363円62銭	328円48銭	252円62銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ = ト
東海	314円90銭	407円92銭	314円90銭	23円13銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	運 行 系 統 名	運行系統			計画運行 日数	計画運行回数	計画平均乗車 密度	計画 輸送量	系統キロ程	地域公共交通利便増進事業を実施する区 域におけるキロ程		系統キロ程と地域公共交通利便増 進事業を実施する区域におけるキ ロ程との比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程	他路線との競合 部分に係るキロ程		他路線 との競 合率	補助ブロック 外乗入部分、 同一補助ブ ロック都道府 県外乗入部分 及び他路線と の競合部分以 外のキロ程の 比率
				()	②	①×② =③		チ				オ	オ÷チ=ク		リ	ヌ		ル			
				起点	主な 経由地	終点		①=カッコ内				②	①×② =③		チ	オ		オ÷チ=ク	リ		
東海	3		東山線(大久保駅)	山手線(大塚駅)	JR安城駅	山手線(大塚駅)	360 日	2,520 (6.9) 回	4.5	31.1 人	往 . Km (平均) 復 . Km 21.4Km	往 . Km (平均) 復 . Km 0.0Km	0.00%	往 . Km (平均) 復 . Km 0.0Km	往 . Km (平均) 復 . Km 0.0Km	往 . Km (平均) 復 . Km 0.0Km	往 . Km (平均) 復 . Km 0.0Km	%	100%		
							日 () 回			人	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	%	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	%	%			
							日 () 回			人	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	%	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	%	%			
							日 () 回			人	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	%	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	%	%			
合計			系統								往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km		往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km				

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック 外乗入部分 及び同一補 助ブロック都 道府県外乗 入部分以外 のキロ程の 比率 (チー(リナ ス))÷チ＝ ヲ	計画実車走行キ ロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ (d+e+f)/3＝ノ	基準期間の前々年度									補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額 カーヨ＝タ	補助対象経費 の限度額 カ×9/20＝レ	タ又はレのうちいづれ か少ないほうの額 ソ	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益 ヤ''	実車走行 キロ マ''	補助対象 系統の実 車走行キロ 当たり経常 収益 ヤ''÷マ''＝ d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系統の実車走行 キロ当たり経常収益 ヤ'÷マ'＝e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の実 車走行キロ当たり 経常収益 ヤ÷マ＝f					
東海	3		100%	53,928.0 . km	16,981,927 円	43円98銭	2,122,425 円	53,928.0 . km	39円35銭	2,317,893 円	53,928.0 . km	42円98銭	2,675,847 円	53,928.0 . km	49円61銭	2,371,753 円	14,610,174 円	7,641,867 円	7,641,867 円
						43.98			39.350			42.980			49.610				
			%	. km	円	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	円	円	円
			%	. km	円	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	円	円	円
			%	. km	円	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	円	円	円
合計				53,928.0 . km	16,981,927 円		2,122,425 円	53,928.0 . km		2,317,893 円	53,928.0 . km		2,675,847 円	53,928.0 . km		2,371,753 円	14,610,174 円	7,641,867 円	7,641,867 円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ソのうち補助ブロック外 乗入部分、同一補助ブ ロック都道府県外乗入 部分及び他路線との競 合部分以外に係るもの ソ×ヲ=ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部 分及び同一補助ブロック都道 府県外乗入部分以外に係るも の ソ×ヲ'=ツ'	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ツ×みなし運行回数÷① 計画運行回数=ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除し た額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」 の具体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
東海	3		7,641,867 円	7,641,867 円	6,645,101 円	6,645 千円	3,322.5 千円	14,610,174 円	11,287,674 円	円	%	11,287,674 円	100 %	円	%	円	%	
			円	円	円	千円	千円	円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	
			円	円	円	千円	千円	円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	
			円	円	円	千円	千円	円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	
合計			7,641,867 円	7,641,867 円	6,645,101 円	6,645 千円	3322 千円	14,610,174 円	11,287,674 円	円	%	11,287,674 円	100 %	円	%	円	%	

7. 生産性向上の取組

系統番号	系統名	生産性向上の取組	実施主体	実施時期	定量的な効果目標		特記事項
					指標	目標数値	
	あんくるバス 西部線	【実施主体(安城市)】 ・時刻表、バスロケの他、バス案内人による案内等を実施し、利便性を確保する。 ・バス待合環境の改善に向けた施策を検討・実施する。 ・利用状況、運行状況について市と運行事業者の情報共有を密接に図り、サービスの改善に努める。 ・民間開発と連携した利用促進を図る。 【沿線市町村(刈谷市)】 ・利便性及び利用促進を目的とし、利用実態に即した路線再編の検討を行う。	安城市	【実施主体(安城市)】 ・時刻表、バスロケ等の情報発信は、随時実施する。 ・安城市総合交通会議において随時路線の課題等を洗い出し検討を行う。 ・民間開発と連携した利用促進を図る。 【沿線市町村(刈谷市)】 ・随時、安城市と協議、検討していく。	収支改善率	1%	
	あんくるバス 作野線	【実施主体(安城市)】 ・時刻表、バスロケの他、バス案内人による案内等を実施し、利便性を確保する。 ・バス待合環境の改善に向けた施策を検討・実施する。 ・利用状況、運行状況について市と運行事業者の情報共有を密接に図り、サービスの改善に努める。 【沿線市町村(刈谷市)】 ・利便性及び利用促進を目的とし、利用実態に即した路線再編の検討を行う。	安城市	【実施主体(安城市)】 ・時刻表、バスロケ等の情報発信は、随時実施する。 ・安城市総合交通会議において随時路線の課題等を洗い出し検討を行う。 【沿線市町村(刈谷市)】 ・随時、安城市と協議、検討していく。	収支改善率	1%	
	あんくるバス 東部線	【実施主体(安城市)】 ・時刻表、バスロケの他、バス案内人による案内等を実施し、利便性を確保する。 ・バス待合環境の改善に向けた施策を検討・実施する。 ・利用状況、運行状況について市と運行事業者の情報共有を密接に図り、サービスの改善に努める。 【沿線市町村(岡崎市)】 ・公共交通マップの製作及び配布による情報提供を行う。 ・地域や関連市、運営主体等と連携し、地域住民のニーズにあった利用しやすい路線を目指し、協議を行う。	安城市	【実施主体(安城市)】 ・時刻表、バスロケ等の情報発信は、随時実施する。 ・安城市総合交通会議において随時路線の課題等を洗い出し検討を行う。 【沿線市町村(岡崎市)】 ・公共交通マップの製作(令和7年4月) ・その他(随時)	収支改善率	1%	・時刻表、バスロケ等の情報発信は、随時実施する。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	安城市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	58,869
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
安城市地域公共交通計画	令和5年3月29日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表 5（添付書類） 人口集中地区

